

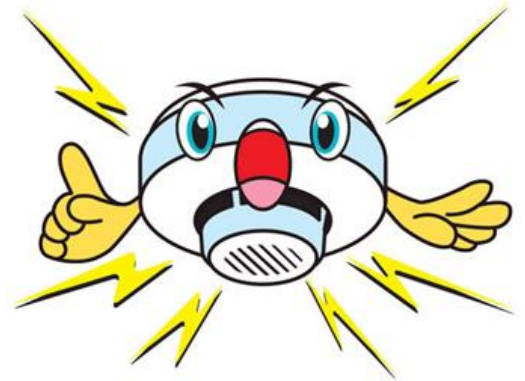
住宅用火災警報器の維持・管理について

住宅用火災警報器は住宅の寝室等に設置することが義務付けられています。新上五島町においても平成21年6月1日から既存住宅への設置義務化が開始され、現在ではほとんどの住宅に設置されています。まだ設置されていない住宅については早急に設置するようにしましょう。

住宅用火災警報器は火災の際に発生する煙を感知して警報音を鳴らし、火災の早期発見や逃げ遅れ防止を目的として設置します。

しかし、設置はしたものの故障などのトラブルに気付かず、そのままの状態のまま放置されていたのでは、いざという時に正常に作動せず意味がありません。

そこで、火災が発生した時にきちんと作動するように日頃から点検とお手入れをしておくことが大切です。



■ お手入れ方法

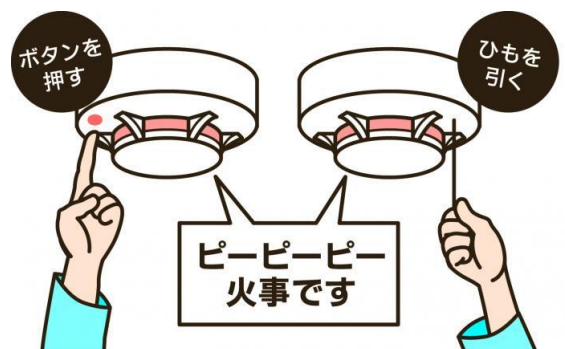
- 住宅用火災警報器はホコリなどが付着すると感知しづらくなります。ホコリなどの付着を発見したらすぐに取り除きましょう。また、年に1回程度は次の点に注意して布等で乾拭きをしてください。

- ① 有機溶剤（ベンジン、シンナーなど）を使用しない。
- ② 水洗いはしない。
- ③ 煙流入口をふさいだり傷つけたりしない。

■ 作動点検方法

- 作動点検は定期的（月に1回程度が望ましい）に行いましょう。
作動点検は住宅用火災警報器にあるボタンを押す又はひもを引くことで簡単に点検することができます。その際、ブザー又は音声で鳴れば正常に作動していることになりますが、ブザー又は音声で鳴らない場合は、電池切れ又は故障が考えられます。取扱説明書を確認するか購入した電気店等に問い合わせましょう。

また、機種によってはブザー又は音声で電池切れを知らせるものもあります。

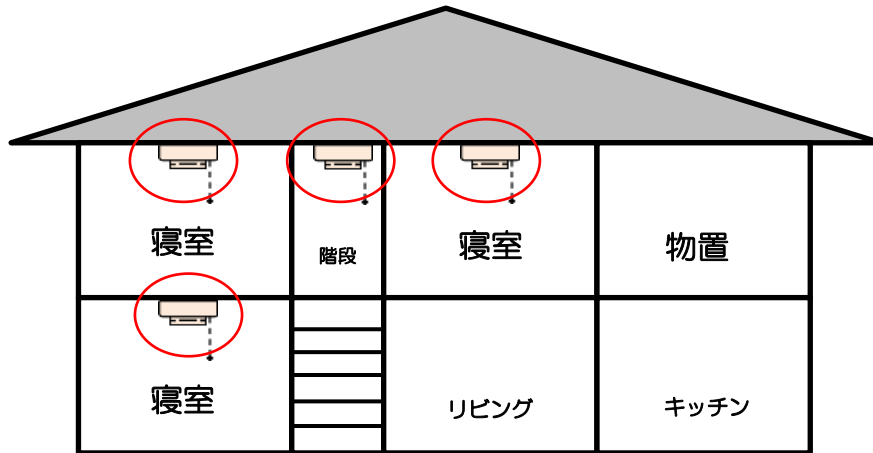


■ 住宅用火災警報器の交換時期

- 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。本体の交換期限は機種によって異なりますが10年を目安に交換しましょう。作動点検の際に、本体の交換時期を確認し、計画的な交換をお奨めします。
- 故障又は電池切れの場合は、早急に交換が必要です。

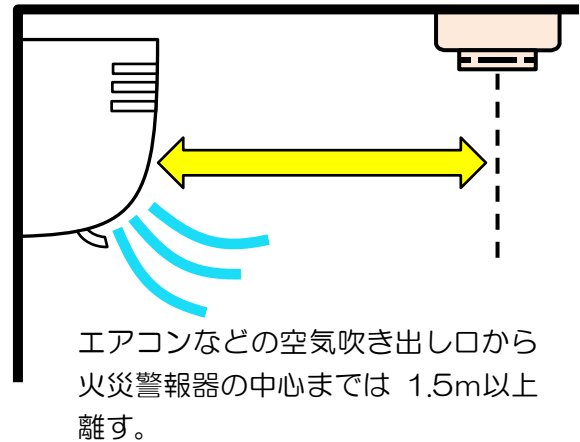
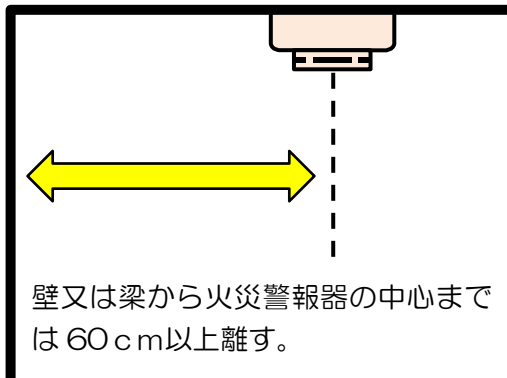
■ 住宅用火災警報器の設置が必要な場所

- 住宅用火災警報器の設置が必要な場所は、特殊な場合を除き寝室および寝室がある階（寝室が避難階となる階にある場合は除く）の階段です。また、これらの場所には煙式の火災警報器を設置しなくてはなりません。

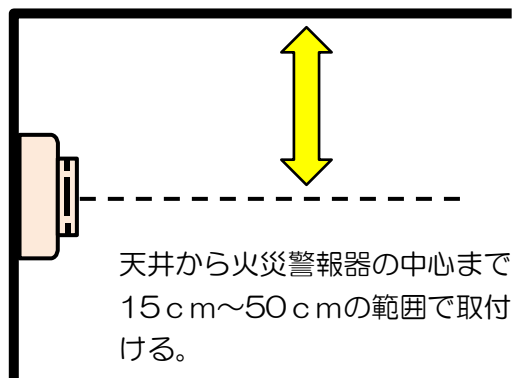


■ 住宅用火災警報器の取付け位置

- 天井面に取付ける場合は、壁又は梁から60cm以上離れた天井の中央付近に取り付けます。エアコンの吹き出し口や換気口などからは、1.5m以上離すようにしましょう。



- 壁面に取付ける場合は、天井から15cm～50cm以内に住宅用火災警報器の中心が来るように取り付けます。



—お問い合わせ—

〒857-4214

南松浦郡新上五島町七目郷 902 番 1

新上五島町消防本部 予防課

TEL：42-0119 FAX：42-0448